卒業認定

新潟県立新発田病院附属看護専門学校学則で定めています。
卒業は、卒業認定会議にて下記の要件を満たしているかを確認し、校長が認定します。

学則
第６章　卒業等
（卒業の要件）
第 23 条　学校を卒業するためには、学生は次の各号のいずれも満たさなければならない。
（１）　学則第５条に定めるとおり、修業年限が３年以上６年以内であること。
（２）　学則第８条に定める授業科目の所定単位数を修得していること。
（３）　欠席日数が出席すべき日数の３分の１を超えていないこと。
（卒業）
第 24 条　前条に定める卒業要件を満たした者については、卒業認定会議を経て、校長が卒業を認定する。